

成城大学『経済研究』第 247・248 合併号抜刷（2025 年 3 月）

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う
パンデミック下の「憎悪犯罪の特権化」と
複数の人種感染症暴力

中 村 理 香

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「^{ヘイトクライム}憎悪犯罪の特権化」と 複数の人種感染症暴力

中 村 理 香

はじめに

パンデミック下の米国で「アジア・太平洋島嶼系 (AAPI)」¹⁾の人々が標的となった人種暴力^{ヘイトクライム}は、日米社会の大きな関心を集めた。それは、多くの研究者らが指摘してきたように、かれらが米国で軍事・社会・経済的脅威として他者化されてきた歴史や、「アジア人」という人種が19世紀後半以降さまざまな感染症と結び付けられスティグマ化された「感染症のアジア人種化」の言説形成も浮き彫りにした²⁾。その一方で、コロナ禍でのAAPI系への人種暴力に関わる日米主流社会の関心は憎悪犯罪・事件^{ヘイトクライム・インシデント}に一極集中したことも否めない³⁾。本論ではそのようななか、2020年と2022年のアジア系アメリカ学会 (Association for Asian American Studies) コロナ特集号が、憎悪犯罪によって掻き消された複数の人種感染症暴力の存在を喚起したことの意味を考えたい。

たとえば、2022年の特集号 *Dimensions of Violence, Resistance, and Becoming: Asian Americans and the 'Opening' of the COVID-era* (『暴力・抵抗・生成の諸次元——アジア系アメリカ人とコロナ時代の「幕開け」』, 以下 *Dimensions*) の客員編集を務めたエリック・タン (Eric Tang) とリリイ・ウォン (Lily Wong) は、米国の看護師人口のわずか4%でしかないフィリピン系看護師が、コロナ禍で死亡した全看護師の約三分の一を占めるという事実に言及し、「人種暴力を狭義に定義する」ことは、医療・農業・食品産

業や肉体・家事・ケア労働等の多領域における人種資本主義^{レイシヤル・キャピタリズム}の暴力を不可視化すると述べる⁴⁾。実際、2本の特集号では、憎悪犯罪に限定されない多様で複層的な人種暴力とそれへの抵抗が論じられている。コロナ禍で激化する人種資本主義的諸実践のもと、製造業やサービス業に従事する南アジア・東南アジア系移住・移民・難民労働者らに課されたネクロポリティカルな労働や、グアムなどの非州領土^{テリトリー}が感染症対策として独自の入国管理をおこなえない植民地的状況、増大する「二次被害」としてのDVや、難民・セックスワーカーといったAAPI内弱者に対する「組織的遺棄 (organized abandonment)」など、AAPI間の暴力を含む、階級、軍事帝国主義、ジェンダー、エスニシティ等が交差する人種感染症暴力の実態である。

もちろん、コロナ禍で多発した憎悪犯罪が重大な問題であることは言うまでもなく、その事実を軽視する意図のないことはここで強調したい。その一方で、関心の一極集中は、米国本土居住の中産階級ホワイトカラーの(多くは東)アジア系が経験する暴力とは異なる、多様で不均質的な、AAPI系内部の差異の反映としての人種暴力を不可視化してしまう。*Dimensions*でのステファニー・チョウ (Stephanie Cho) の言葉で言えば、それはパンデミック下の「アジア系」への暴力に関して、誰に対するどのような暴力が「価値のあるもの／ないものとされたのか」という問いとも共振するだろう。タンとウォンが言うように、「#StopAsianHateは私たちの多くを団結させた一方で、亀裂も露呈させ」、アジア系内の「複数の階層化 (stratifications)」についても問いかけたのである⁵⁾。

実際、パンデミックが顕在化させたこれらAAPI系内の分断と格差がアジア系アメリカ研究において重大な課題として提起されてきたことは想起に値する。1998年、アジア系研究における東アジア中心主義への批判が噴出した日系ハワイ作家ロイス・アン・ヤマナカ (Lois-Ann Yamanaka) の小説 *Blu's Hanging* をめぐる論争や⁶⁾、2000年代初頭、「アジア系研究」と「太平洋島嶼民研究」の制度的結合とそれを反映した(アジア系)学会名

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「^{ヘイトクライム}憎悪犯罪の特権化」と複数の人種感染症暴力称変更の提案に対し後者から発せられた異議申し立て⁷⁾、さらに本論との関連で言えば、後述するナヤン・シャー (Nayan Shah) の歴史書 *Contagious Divides: Epidemics and Race in San Francisco's Chinatown* (『伝染病下の複数の隔離分断——サンフランシスコの中華街における伝染病と人種』) が、感染症の蔓延する 19 世紀後半から 20 世紀中盤の米国で、主流社会によるアジア系の隔離だけでなく、アジア系内の格差と分断の歴史も掘り起こし、2002 年のアジア系学会書籍賞を受賞したことなどである⁸⁾。これらはまた、アジア系研究が AA/PI 間の格差や差異に正面から向き合ってきたことの証左でもある。本論では、上記に関するもう一つのケース・スタディとして、AAPI 系への憎悪犯罪が増大するコロナ禍の米国で、ともすれば「AAPI 系対他者」の二分法に陥りがちな状況下、2 本の特集号がこれに抗い、AA/PI 系内の異論や批判に応答し、複数の人種感染症暴力について提起したことの意味を考えたい。

以下ではまず、前半部で 2020 年の特集号『伝染する複数の^{ヴァイラル}レイシズム』(以下 *Viral Racisms*) を、後半ではその 2 年後に刊行された *Dimensions* を取り上げ、それぞれが提起する問いと批判を検証する。2 本の特集号はいずれも多様な人種感染症暴力と向き合うが、パンデミック初期に刊行された *Viral Racisms* がそれらを多元主義的に列挙するに留めたのに対し、*Dimensions* ではより直截的に「ヘイトの特権化」とそれが依拠する「モデル・マイノリティ被害者」像への批判が展開されている。すなわち、これらによって捨象された複数の人種暴力が、アジア系内の異なる階層の人々や、アフリカ系など他のマイノリティとのクロス・レイシャルな連帯を阻んでいることへの問題提起である。本論では特にこの最後の点について、2021 年、バイデン政権下で成立した「新型コロナウイルス憎悪犯罪法」(Covid-19 Hate Crimes Act, 以下「憎悪犯罪法」) を取り上げ、BLM 運動によって警察権力への批判が高まるなか、その再強化に繋がりがかねない同法に対し *Dimensions* が投じた疑義を検証する。政府によるヘイト対策とし

て、日本では同法を肯定的に評価する声が紹介される一方、同法が警察の広報や予算増額に寄与し、警察暴力に苦しむ人々への抑圧の強化となることを懸念するアジア系の声はほぼ全く伝えられていない⁹⁾。一つの暴力に抵抗し正義を求めることが別の抑圧への加担となりうる状況下、本論では、*Dimensions* が投じた疑義を読み解くとともに、同法に代わる暴力への対処法としての「アボリション (abolition)」について考察する。

1 感染症下の複数のレイシズム

全14編の論文とクリエイティブ・ライティングから成る2020年の特集号 *Viral Racisms* は、パンデミック下で増大する多様な人種暴力に関する一人称の語りにくわえ、大学での取り組みや(ウェブサイト)「ストップ AAPI ヘイト通報センター (Stop AAPI Hate Reporting Center)」の設立などコミュニティ・レベルでの応答、さらに経済的・地政学的に周縁化された AAPI 系の経験などが多角的に論じられている。本節では、上記のなかから、コロナ禍の AAPI 系への人種暴力としてこれまで殆ど注目されてこなかった三つの事例、すなわち、ジェンダー、軍事帝国主義、人種資本主義と交差する人種感染症暴力の実情とそれへの応答を考察する。

(1) 「人種感染症暴力」としての DV 被害と加害

最初に取り上げるのは、四人のアクティビストによる共著論文 “Impact of Coronavirus on Services to Survivors of Intimate Partner Violence” である¹⁰⁾。同論文は、2020年2月から3月、コロナ拡大に伴って DV 被害の電話相談が急増するなか、カリフォルニア州サクラメント市の DV シェルター “My Sister’s House” (以下 MSH) が直面した困難と取り組みが紹介されている。AAPI 系女性を対象とする同施設では、複数のアジア系言語による法的・心理的支援や職業訓練に加え、食べ物や衣服、居住空間の提供など、避難者の文化的ニーズに沿った支援が行われているという。

この論文の重要性は、まず「コロナ禍での AAPI 系への暴力」として DV が取り上げられていることだろう。つまり、AAPI 系にとってコロナ禍での DV 被害と加害が、ヘイトという人種暴力と密接に関わる暴力であることが喚起されているのである。たとえば日本でも、レイシズムの被害を受けたマイノリティ（の多くは）男性が DV 加害者となる構造はよく知られている。本事例でも、コロナ禍でヘイトの標的となった AAPI 系が、その暴力を家庭や親密圏内のより弱い立場の人間に転化させるという、二次的加害と被害が示されているのである。カラ・タカサキ（Kara Takasaki）は、ヘイトの通報者に女性が多い理由として、社会的弱者である女性が標的になりやすいことに加え、男性被害者がマスキュリニティの縛りから通報を躊躇うことを挙げるが¹¹⁾、人種とジェンダーの交差によって生じるそのような出口のない怒りや不安、自尊心の毀損が加害を加速させる状況を作り出しているのである。このような人種とジェンダーの交差性は、また被害の側面にも表れている。コロナ禍での外出禁止令によって DV や虐待被害者の逃げ場がなくなったことはよく知られているが、AAPI 系の場合はただ逃げ場がないのではなく、家庭内の DV に加え家庭外のヘイトという二重の暴力に曝されることになるからである。まさにレイシズムとセクシズムの交差によって被害の増幅が起きているのである。

くわえて、MSH が支援対象とする AAPI 系女性のなかには、家族や友人から離れ孤立する移住者や、言語や文化の違いによって助けを求めることがより困難な当事者もいる。テクノロジーへのアクセスの問題や、非正規移住者の場合には強制送還への不安から声を上げにくい状況も加わり、DV の存在自体が不可視化される二次的三次的被害も生じうる。著者らによれば、MSH のあるセントラル・ヴァレーは中米やアジアからの農業労働者や非正規移住労働者が多く雇用される地域であり、AAPI 系もサクラメント郡の全人口の 15% を占めるという。にもかかわらず、カリフォルニア州の 100 を超えるシェルターのなかで AAPI 系サバイバーのニーズに

対応しているのはMSHを含む5施設のみだという(コロナ禍の2021年3月6日、名古屋入管の収容施設で亡くなったDV被害者ウイシュマ・サンダマリさんの例を挙げるまでもなく、移住・外国人DV被害者への対応は日本でも喫緊の課題である¹²⁾)。そのような状況下、MSHが直面する困難は、支援企業がコロナ禍の減収で寄付額を減額せざるを得なかったり、併設のカフェの閉鎖で収入源やサバイバーの働き口が失われたり、経済状況の悪化と失業率の増加によってサバイバーの就職先を見つけることが困難になるなど多岐にわたる。まさにコロナによる二次的・三次的被害が起きているのである。

そのようななか、特集号が提起するのは、パンデミック下の米国でDVがヘイトほどには注目されない現状への異議申し立てだろう。2020年3月19日に設立された「ストップAAPIヘイト通報センター」は、コロナ禍でのAAPI系への暴力とそれへの抵抗のシンボルとして大きな注目を集めたが、そこには急増するヘイトへの対策の重要性と切迫性に加え、加害者がAAPI系にとって共通の「外部の敵」であり、センターがコミュニティ団結のシンボルとして有用に作用した面もあるだろう。対照的に、加害者の多くが同一人種であるDVは優先順位が低く見なされがちである。人種闘争の名の下にマイノリティ間のジェンダーやセクシュアリティに関わる暴力が抑圧されたりタブー化されたりしてきたことは、マイノリティ・フェミニズムによって批判されてきた。著者らが提起するのも、コロナによる二重三重の影響にもかかわらずDVが憎悪犯罪ほどには注目されない現状の非対称性であり、DVをAAPI系への人種感染症暴力として捉えることの必要性にほかならない。

(2) 軍事帝国主義下の人種感染症暴力——グアムと沖縄の事例から

ケビン・エスクデロ(Kevin Escudero)の論文“An Indigenous Futurity Approach to Decolonization”も、憎悪犯罪に限定されない人種感染症暴力の実態を、アメリカ帝国支配下のグアムを例により広く軍事植民地主義

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「憎悪犯罪の特権化」^{ヘイトクライム}と複数の人種感染症暴力と連結させて論じている¹³⁾。具体的には、グアム政府「脱植民地化委員会 (the Commission on Decolonization)」のタスクフォースの一つである「インディペンデント・グワハーン (Independent Guåhan)」(以下 IG) の活動をとおしてこの問題が論じられる¹⁴⁾。コロナ禍で露呈した植民地主義的不平等の事例としてエスクデロが挙げるのは、非州領土^{テリトリー}という政治的地位の危うさと、グアム行政における米軍の役割である。

まず、非州領土という政治的地位についてエスクデロは、国境封鎖や移動制限を実行した近隣のマイクロネシア連邦 (FSM) やマーシャル諸島共和国 (RMI)、パラオ共和国とは異なり、グアムでは独自の入国管理が行えなかった点を強調する。実際、2020年4月、上記の自由連合盟約 (COFA) 国からのビザなし入国を一時停止すべく、ルー・レオン・ゲレーロ (Lou Leon Guerrero) 知事が副大統領に要請の書簡を送ったにもかかわらず返事すら来ず、グアムに対する二級市民的扱いが改めて浮き彫りになったという。

このようなグアムの脆弱な地位は、2020年3月下旬、クラスター発生後の空母セオドア・ローズヴェルトがグアムに寄港し、船員の隔離を実施した際にも顕在化した。海軍が、検査陰性の乗組員の収容先として、島内の米軍基地ではなく、人口が密集する住宅地や商業地域のホテルを指定したことに島民の不満が噴出したのである。IG 共同代表のヴィクトリア＝ロラ・レオン・ゲレーロ (Victoria-Lola Leon Guerrero) の言葉で言えば、「グアム島民は常に米軍のニーズを優先するよう命じられてきた」ということになる。つまり、島民の怒りの背景にあるのは、「グアムが長きにわたり太平洋地域での米国の戦略的軍事拠点としての役割を担わされてきた歴史」であり、現在も「島の約3分の1が米軍の管理下にある」(Escudero 467) こと、それによって住民の健康と安全よりも米軍を優先する政策が強いられてきたという軍事植民地主義の構造的暴力にほかならない¹⁵⁾。

エスクデロによれば、IG 主導による問題意識の高まりに伴い、今回のパンデミックを過去の植民地支配下での感染爆発と結びつけその歴史的文

脈で捉え直したり、グアムと同様植民地的状況に置かれた他地域との会話や連帯が促進されたという。たとえばプエルトリコでは、ニューヨークからの観光客がウイルスを持ち込み島の医療資源を使い果たすといった「本土との不平等な関係」や「植民地主義的地位に関わる不正義」(Escudero 469)が問題化されたことが論じられている。

実際、エスクデロが提起するこれら植民地的不平等の問題を日本の文脈で考えるとき、パンデミック下の沖縄が想起されることに疑念の余地はないだろう。たとえば、2020年GW前の「#沖縄に來ないで」キャンペーンが顕在化させたのは、プエルトリコと同様、沖縄でも内地の観光客が感染を拡大させ、有限の医療資源が危機に曝された問題とそれへの抵抗だった¹⁶⁾。さらに2022年1月の第6波オミクロン感染拡大時には、感染源と名指された米軍基地が日米地位協定により日本の検疫法の適用外だったことも、グアムと同様に沖縄の脆弱な地位を改めて浮き彫りにした。玉城デニー知事は、出入国時のPCR検査が免除された基地内でクラスターが発生した後も外出が禁止されず市中感染が引き起こされたことに、「県の危機意識が米軍に共有されていない。激しい怒りを覚える」と日米両政府を批判したが¹⁷⁾、グアムとも共通する現地住民の健康や安全の軽視は、まさに「憎悪犯罪」に限定されない、植民地主義が媒介する人種感染症暴力だと言えるだろう。またその意味では、グアムで脱植民地化の動きが加速したのと同じく、沖縄でも改めて日米地位協定見直しの声が高まったことは重要な共通点に見える。

このように、エスクデロの論文では、パンデミック下の人種暴力をアメリカ国内のレイシズムやマイノリティの権利、いわゆる多文化主義や公民権の正義の問題に縮約せず、より広くアメリカ帝国主義下の人種暴力と連結させている。ミンジュ・ベ (Minju Bae) とマーク・セン＝パタマン (Mark Tseng-Putterman) は *Dimensions* で、「アメリカ国内のアジア系への人種暴力が国外におけるアメリカ帝国主義の暴力から切り離される」(強調引用者)

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「憎悪犯罪の特権化」^{ヘイトクライム}と複数の人種感染症暴力状況を問うている。べらが例に挙げるのは、増大するアジア系へのヘイトクライムに対し米国政府が成立させた憎悪犯罪法だが、実際、米国内のアジア人へのヘイトとは異なり、沖縄現地住民の健康や安全の軽視が「アジア人への人種暴力」として認知されない状況は、その証左だと言えるだろう。それはさらに「ヘイト」と「軍事暴力」という二種類の暴力に対する米国政府の対応の差異も指し示すが、これについては第2節で論じたい¹⁸⁾。次項では、同じく憎悪犯罪法が処罰対象としない、人種と経済的脆弱性が交差する米国国内での人種感染症暴力の実態を概観する。

(3) コロナ禍の人種資本主義とネクロポリティカルな労働

ハリーム・カーン (Hareem Khan) とプリティ・シャーマ (Preeti Sharma) による2本の論文は、人種と経済的地位の交差によって生じる、パンデミック下の経験の不均一性と影響の複数性を論じるものである¹⁹⁾。コロナ禍での労働搾取の代名詞となった「エッセンシャル・ワーク」が黒人やラティンクスなどアジア系以外のマイノリティと結び付けられがちななか、2論文が提起するのは、主に東南および南アジア系移住・移民・難民労働者らがコロナ禍での使い捨て労働力としてネクロポリティカルな労働を強いられる状況と、それが示す AAPI 系内の経済格差である。

日本で「アジア系」と人種資本主義の関係が論じられる際、通常、現在進行形の東南・南アジア系移住者らが被る労働搾取は一文程度の言及で済まされ、議論の中心は一世紀以上も前の日系や中国系の苦難が占めるという「東アジア中心主義」が見受けられる。しかしながら、コロナ禍での国家経済の回復が最下層の有色人移住・難民労働者の生命に優先する人種資本主義の論理は、アメリカ軍事帝国支配下のグアムや沖縄で現地住民の健康や安全が軽視される状況とも通底し、人種・階級・コロニアリズムをとおして内地と外地をつなぐ重要な連結点でもある。それはまた(後述するように)、憎悪犯罪法が体現するレイシャル・リベラリズムによって覆い隠

される人種暴力でもある。本項では、カーンとシャーマ論文が浮き彫りにする、東南・南アジア系移住・移民・難民労働者らにとっての人種感染症暴力の実情と抵抗の形を見て行きたい。

まず、2論文の重要な共通点として、人種化された移住労働にまつわる雇用慣行の解明がある。2論文が扱う製造業とサービス業は、エッセンシャル・ワーク同様、多くが低賃金の有色人(移住)労働者によって担われ、劣悪な雇用環境や労働者保護の欠如の問題も共有している。日本でも、日系ブラジル人を始めとする外国人労働者が、製造業等における安い労働力かつ雇用の調整弁としてコロナ禍で真っ先に解雇や雇止めの対象となったことは批判されてきた²⁰⁾。米国でも、言語的ハンデが少ない生産・製造業は移住労働者の三大雇用業種の一つである一方、離職率が高く、労働者保護は「ミニマムかそれ以下」だという。カーンは、産業セクターの急成長が、「それを支える移住労働者らの雇用状況、すなわち、給与の減額や随意解雇(at-will termination)、組合活動の制限」(Khan 482)等の労働者の権利の抑圧の上に成り立っていることを批判するのである²¹⁾。

同様に、グローバル・サウス出身の女性が多く雇用されるというシャーマの美容サービス業界も、低賃金労働にくわえ、医療保険や傷病休暇といった労働者保護の欠如が常態化し、さらに労働法回避のための「誤分類」(いわゆる「偽装フリーランス」)の横行や、換気の悪い密閉空間で有害化学物質に曝される職場環境等の問題も山積しているという(Sharma 496)。2論文が明らかにするのは、これら業種で有色人移住労働者らが被る平時の労働搾取とその連続線上にあるコロナ禍での搾取、すなわちパンデミック下で国家や経済が存続するために、かれらが「必要なネクロポリティカルな存在」(Sharma 492)として、国家の承認のもと「全体の利益ために死ぬことを強いられる」(Sharma 493)状況だと言えるのである。

実際、カーンとシャーマがともに焦点を当てるのは、このような労働搾取が「国家承認の下で実行される[労働者の]脆弱化、消耗品化、使い捨

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「憎悪犯罪の特権化」^{ヘイトクライム}と複数の人種感染症暴力で」(Sharma 492) の帰結だという点である。カーンは、パキスタン出身の親戚女性スメラ (Sumera) の雇用先であるイリノイ州の農業機器メーカーを例に、人種分業体制が確立された生産ラインで働く有色人従業員への感染対策の不備を問題化するが、ここで重要なのは、カーンの批判が企業による従業員の生命や健康の軽視だけでなく、行政が「大企業を規制できないこと」に向けられていることである。つまり、州司法長官職場権利局 (the State Attorney General's Workplace Rights Bureau) のような行政機関に助けを求めても、「米疾病対策センター (Centers for Disease Control and Prevention, CDC) のガイドラインはあくまで推奨であり義務ではないので強制はできない」との返答の下、「企業はほぼ無監視の状態で事業を継続できる」(Khan 484, 486) という問題である。カーンが批判するのは、コロナ禍でこれら労働者が「必要不可欠であると同時に使い捨てとして分類されるなか、従業員を「感染の危険から」守ることが雇用者に義務づけられない人種資本主義の論理」(Khan 476) と実践なのである。

連邦政府による保護と救済が欠落するなか、有色人移住労働者が脆弱な消耗品として使い捨てられる状況は、シャーマ論文でも重要な問題として提起されている。たとえば2020年3月に制定された「コロナウイルス支援・救済・経済保障法」(Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act, 通称 CARES 法) についてシャーマは、「多くの人々が取り残された」(Shama 495) と述べ、美容業界で働く移住労働者の多くが CARES 法や失業給付 (PUA) 等の公的支援からこぼれ落ちたことを指摘する。実際、エッセンシャル・ワーカーとして働く非正規移民が対象外とされたり、社会保障番号のない DACA や一時保護移民 (TPS)、非正規移民やその家族が (後者については永住権や市民権を保持していても) 給付金から除外されたことは批判の対象となった²²⁾。さらに、美容業界内でも特に不規則雇用の多いネイルサロン・ワーカーのなかには PUA への申請ができなかったり、制限解除後は「感染の危険がもっとも大きい職種」であるにもかかわらず、出勤

拒否に休業手当が適用されない問題や、そもそも医療保険や傷病休暇がないというコロナ以前からの問題も再浮上したという。申請の書式や方法が言葉の壁や法律および制度の知識がない移住・外国人労働者には高いハードルとなり、かれらの「脆弱な」状況に拍車をかける問題は日本とも共通する (Shama 496-97)。

このようななかシャーマは、コミュニティを基盤とした複数の労働者組合組織が相互扶助 (mutual aid) 活動をとおして危機に応答し、状況に抵抗したことに注目する。公助から零れ落ちる労働者のための基金の設立や、オンラインでの集会や会合の開催、必要な情報の提供等の助け合いに加え、公正な給与と安全な職場環境を求める法制化の呼びかけである (Shama 501-504)。これらが示すのは、エスケデロが語るグアムの事例と同じく、コロナ禍での苦境を不平等の是正のため声を上げる機会へと変換する努力だと言えるだろう。

2. “#StopAsianHate” の露呈する分断と *Dimensions* が提起する問い

前節で論じた 4 本の論文は、米国主流社会が「コロナ禍での AAPI 系への人種暴力」として認知してこなかった事例を前景化することで、暴力認識の一元化に介入するものである。その一方で、前述のように *Viral Racisms* には一元化を生んだ構造自体への批判はない。たとえば前節で論じた DV や、本節で扱う東南アジア系難民の強制送還という国家暴力についても、コロナ禍で生じたそれら暴力をヘイトに連結させる必要性が提唱され、実際、それらが多元主義的に列挙並列されている²³⁾。これに対して *Dimensions* が提起するのは、憎悪犯罪が他の人種暴力に優先される現状と、それが露呈させるアジア系内部の格差や亀裂、アジア系が国家の保護を求める上での「モデル・マイノリティ被害者」像の動員や、そのイメージに合致しない暴力や被害者らへの「組織的遺棄」の問題である。

くわえて、2 本の特集号が刊行された 2 年の間には、*Dimensions* が広

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「^{ヘイトクライム}憎悪犯罪の特権化」と複数の人種感染症暴力
答を迫られた複数の重要な出来事があった。ジョージ・フロイド (George Floyd) 圧殺に端を発した BLM 運動の再拡大²⁴⁾ や、トランプ政権からバイデン政権への移行、6人のアジア系女性が犠牲となったアトランタ銃撃事件とその後の憎悪犯罪法の成立などである。本節では *Dimensions* によるそれら事象への応答を検証するが、前半では特に憎悪犯罪と「モデル・マイノリティ被害者」^{ヘイトクライム}言説および国家暴力の関係を、後半では、BLM 運動下で警察権力の再強化になりかねない憎悪犯罪法に対し特集号が投じた疑義と、同法に代わる暴力への対処策としての「アボリション」について考察する。

(1) 「モデル・マイノリティ被害者」と捨象される暴力

寄稿者のひとりタオミ・ディン (Thaomi Dinh) は、アジア系への人種暴力をめぐる「モデル・マイノリティ」言説を批判する。すなわち、アジア系がコロナ禍での憎悪犯罪の被害者として高い注目を浴び、特に高齢者を中心とした「無垢で完璧な被害者」の犠牲が煽情的に語られるなか、そのイメージに合致しない暴力や被害者——たとえば犯罪歴のある東南アジア系難民の「祖国」への強制送還という国家暴力——が、ヘイトとは異なり「アジア系への人種暴力」として注目されない現状である²⁵⁾。ここでディンが対比させるのは、二種類の暴力（強制送還という国家暴力と「個人犯罪」としてのヘイト）と被害者像（「無垢で善良な市民」対「犯罪者」）だが、同じく「ラウンドテーブル II —— #StopAsianHate を超えて」（以下 Rt II）でも、特に後者への同様の批判が展開されている。すなわち「「良き」移民「良き」被害者」（Rt II 435）であるべきアジア系のイメージを毀損する被害者ら——犯罪者やセックスワーカー、「不法移民」、DV 被害者ら——に対するアジア系内の「組織的遺棄」（Rt II 433）の問題である。

つまり、ここでディンらが批判の眼が向けるのは、#StopAsianHate を始めとする憎悪犯罪への抵抗言説が、主流社会の関心を喚起しそれを啓発

する上で「無垢で完璧な被害者」というモデル・マイノリティ像を掲げ、そのイメージに適合しない被害(者)を「アジア系への人種暴力」から切り離した過程である(その意味で、デインの指摘する強制送還が国家暴力であることは重要だが、これについては後述する)。#StopAsianHate からこぼれ落ちるこれら「無垢でない被害者ら」の被る(国家)暴力は、前節で論じた人種資本主義や軍事帝国主義の事例と同じく、アジア系内の主流を占める、言わばコロナ禍でヘイト以外の暴力を心配する必要のない人々の関心から抜け落ちる人種感染症暴力だと言えるかもしれない。

ミンジュ・ベとセン＝パタマンは、アジア系への憎悪犯罪が横行する状況下、「多くのアジア／アメリカ人が、米国の行使する帝国主義権力と向き合うのではなく、米国リベラリズムの掲げる主導的目標に同調し、「国家による「保護」を「公的な反レイシズムの重要な手段として受け入れ、促進させた」と述べる²⁶⁾。本論の事例に照らして言えば、それはコロナ禍での人種暴力／ヘイトを、国家主導の人種資本主義や軍事帝国主義の暴力と連結させるのではなく、「差別的個人」による憎悪犯罪に一極集中させ、その攻撃からアジア系を「保護する」主体として「アメリカ国家」を指定する行為だと言えるだろう。その最たる例としてべらが挙げるのは、バイデン政権下で成立した憎悪犯罪法だが、そこで同法は、トランプ政権が具現した「粗野なレイシズム」から「リベラルな米国」への回帰のシンボルとして、バイデン政権がアジア人の一部に対して行使する国家暴力を、トランプ的人種暴力である「ヘイト」から分離し、差異化する手段としても作動する。実際、大統領バイデンがアジア系への憎悪犯罪を糾弾する一方で中国脅威論を煽り、東南アジア系難民を大量に強制送還したことは様々な場で批判されてきた²⁷⁾。べらによれば、憎悪犯罪法は、それらバイデン政権下のリベラルな国家が行使する人種暴力を覆い隠し、「保護する国家」へとすり替える方途でもあるのである。

だとすれば、*Dimensions* が問うのは、憎悪犯罪の吹き荒れる米国で、ア

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「^{ヘイトクライム}憎悪犯罪の特権化」と複数の人種感染症暴力

アジア系内の主流を占める人々がアメリカ「国家による「保護」」を求め「帰属と市民権の語りを運用し操作」²⁸⁾する過程で、誰へのどの暴力を切り捨てたのかという問いでもあるだろう。切り捨ての対象の一つであったコロナ禍での使い捨て労働が、人種資本主義を標榜する国家との共犯関係にあることは上述した。同様に、強制送還の対象となる東南アジア系元難民受刑者らも、米国によるインドシナへの軍事介入とその後の再定住政策における保護の不全や組織的遺棄等の重層的な国家暴力を呼び起こす存在だと言える。事実、パトリアシア・ウエン (Patricia Nguyen) は *Dimensions* への寄稿で、強制送還の対象となった東南アジア系受刑者の多くが、祖国での戦争や虐殺を逃れ、深刻なトラウマを抱えるなか、米国での再定住過程での高レベルの貧困や、教育・雇用・持続的住居の欠如等の多重的困難に苛まれ、支援もケアもないなかで保護と経済的手段を求めギャングに加わり犯罪に手を染めた経緯に言及している²⁹⁾。

ベトセン＝バタマンは憎悪犯罪法を批判し、同法が「人種差別撤廃の公的裁定者として国家に権威を与える一方で、人種暴力をその国家的源泉から分離させる」と述べる³⁰⁾。べらの議論を借りれば、米国の重層的な国家暴力の痕跡を留める元難民受刑者らは、人種暴力がその「国家的源泉から分離」されることを阻み、暴力の「源泉」としての国家を露呈させる、(その意味で) 危険で不都合な被害者だとも言えるだろう。そしてそれゆえかれらは、国家の保護を求めるアジア系にとって「切り捨て」の対象とならざるを得ない存在なのである³¹⁾。

特集号の批判は、その意味で、本論冒頭で言及したナヤン・シャーの議論とも繋がるように見える。すなわち、感染症が蔓延する19世紀後半から20世紀中盤の米国で、中産階級や二世世代の中国系アメリカ人が、その差別的暴力的状況を生き抜く上で自らを公衆衛生道徳とアメリカ的核家族的価値観を備えたヘテロノーマティブな市民主体として、不衛生で不道德的空間とまなざされたチャイナタウンの新参移民やバッチェラー、セック

スワーカーから切り離れた過程である。それは、同時期の東アジアで日本が脱亜入欧政策を掲げ、「文明国家」としての自らを「後進的で野蛮なアジア」から切り離れた過程とも共振する³²⁾。特集号とシャーの批判に通底するのは、アジア系内の支配層を占める人々が人種暴力から逃れ、「良き」移民「良き」被害者」として主流社会の承認と保護を得る上で、その障害となりうる人々を切り捨てた過程だと言えるだろう。

そのような「モデル・マイノリティ」像から逸脱する被害者として、イヴズ・タン・ウェン(Yves Tong Nguyen)は、6人のアジア系女性が犠牲となったアトランタでのスパ・マッサージ店銃撃事件に言及し、被害女性らが「アジア系への暴力に抗う」ためのシンボルに「昇華」され、被害の交差性が消去されたことを批判する。具体的には、彼女らの性労働の実態が「殺菌消毒^{サニタイズ}され」、事件から「売春婦差別」の要素が抹消されたことである(RtII 434)。ウェンは、銃撃は「アジア系への人種暴力」であると同時に、「移民やセックスワーカーを標的としたジェンダー暴力であり売春婦憎悪(whorephobia)に基づく暴力であって、それらは何一つとして切り離せないのに」(RtII 438, 傍点引用者)、事件が「アジア系への人種暴力」として一元化され、被害女性らがそのシンボルとして回収されたことで暴力の交差性が不可視化され、彼女らの被害が領有されたことを批判するのである³³⁾。

ディンが「モデル・マイノリティ言説」として批判したそれら「無垢で完璧な被害者」像を掲げる #StopAsianHate と、その政治的帰結としての憎悪犯罪法に依拠する暴力への解決策は、マイノリティがヘイトクライムの横行する社会を生き抜く上での必要性和暴力性の両方を指し示しているように見える。それは、アジア系内の主流を占める人々が、眼前にある日常的な人種暴力／ヘイトから逃れるためにより大きな国家権力を求めることの切迫性と、同時にその過程で行使される除外と分断の暴力、すなわち国家の保護を求める上で不都合なアジア系の被害を捨象する暴力も示すゆ

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「憎悪犯罪の特権化」^{ヘイトクライム}と複数の人種感染症暴力
えである³⁴。そのような二者の間の緊張関係についてエリザベス・ルビオ
(Elizabeth Rubio) は、「#StopAAPIHate が受刑者や強制送還者に対して持つ
意味」を投げかける³⁵。次項では、ルビオの言うそれら「切り捨てられ
る側」の視点から上記の問いに再接近し、BLM 運動とそれが採用する
「アボリション」を媒介点に *Dimensions* が模索する暴力への別様の解決
策について考えたい。

(2) BLM 運動下の「憎悪犯罪法」^{カーセラル・ロジック}と監獄主義への問い

2021 年 5 月、憎悪犯罪法への大統領署名に先立ち、自らもアジア系とア
フリカ系である副大統領のカマラ・ハリス (Kamala Harris) は、「この国に
はレイシズムがある。ゼノフォビアがある。反ユダヤ主義、イスラム嫌悪^{フォビア}、
同性愛嫌悪、トランス嫌悪がある。だからこそ、不正義に対処する作業が
未来へ向けて必要なのだ」と語った³⁶。ハリスの言葉と提起の重要性に疑
いの余地はない一方で、「不正義に対処する」手段としての同法をめぐり、
アジア系の反応が一枚岩ではないこともまた確認が必要だろう。

ジェイ・リー (Jaeh Lee) は、同法によってヘイトへの対応が強化され
ることに歓迎の声がある一方で、BLM 運動の影響を受け「法執行機関が
厳しい監視の目に曝されるなか、事実上警察による取締りの強化を是認
し、人種差別や犯罪の根本原因に対処しない」同法には批判もあると述
べる³⁷。事実、ヘイトへの対策として警察力のさらなる増強を求め同法を支
持するアジア系もいる一方で、同法が警察権力を再強化し、黒人や先住民、
ラテンクス他コミュニティへの迫害を加速させることに反対するアジア
系もいる。

憎悪犯罪法をめぐる齟齬の一端は、またアジア系内の格差とそれに基づ
く警察への認識のギャップにも起因している。BLM 運動の掲げる「警察
の予算削減」要求に関し、警察は黒人を始めとする多くのマイノリティに
とって暴力やハラスメントの加害者であり、安全をもたらす存在ではない

という指摘は数多くなされてきた。*Dimensions* でニア・ノーン (Ny Nourn) ら多くが指摘するように、同様の認識は、貧困地域で十分な資源を得られないまま警察による取締りや暴力を日常的に受ける東南アジア系難民や移住労働者にも共有されている。それは、警察がヘイトの救済者となることを疑わない、中産階級のアジア系とは決定的に異なる認識だろう³⁸⁾。タマラ・ノパー (Tamara Nopper) は、憎悪犯罪法を要求するアジア系の声が警察の広報戦略と予算増額に寄与することを指摘し、それが警察の抑圧に苦しむ人々にもたらす影響とアジア系の責任を強調する³⁹⁾。*Dimensions* が同法に疑義を投じるのも、アジア系がこの抑圧構造に加担することへの懸念を反映するものなのである。

(3) 刑罰主義への疑義とアボリションの実践

暴力への対処法としての憎悪犯罪法への批判は、それが内包する刑罰主義^{カーセラル}の論理にも向けられている。すなわち、刑罰主義が犯罪の根本原因に対処しないという(後述の)「アボリション」の理念に基づく異議申し立てである。デインは、アジア系が自らを暴力の被害者として認識し、加害者となる現実を見ないことを「モデル・マイノリティ神話」だと批判するが (Dinh 453)、上述した刑罰主義への異論も、アジア系が加害者となる事例でより明確になるかもしれない。

たとえばヒュジン・シム (Hyejin Shim) は、「戦争や貧困、強制移住等の数多の後遺症」として「性的虐待や DV を含む多くの暴力が家庭のなかで起きている」(RtII 436-437) と述べ、貧困やトラウマへのケアが欠落するなかで家庭が新たな暴力を生み出す場となっていることを強調する(朝鮮戦争やベトナム戦争など、少なからぬ数のアジア系が、米国によるアジアへの軍事介入の結果、米国へ移住した)。デインも、祖国での虐殺を逃れ米国の貧困地域に再定住した若いカンボジア系難民が、学校での虐めと家庭での暴力から逃れ、身を護るためにギャングに加入し、強制送還の対象となった複

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「憎悪犯罪の特権化」^{ヘイトクライム}と複数の人種感染症暴力

数の事例に言及する (Dinh 453-54)。これらが示すのは、本来ケアや支援が必要な人々に対し刑罰や拘禁、強制送還等の手段で問題解決を図ろうとする、現行の刑事司法制度や移民政策の問題点なのである。

だとすれば、*Dimensions* が刑罰以外の解決策を模索するのは、元来被害者であったはずの難民やマイノリティ、DV 被害者らが貧困的、暴力的状況に押し込まれ、支援もないなかで加害者となる構造を解体し、暴力の世代間連鎖や拡散を防止するためにはかならない。BLM 運動が採用する政治的ビジョンである「(ここではPIC) アボリション」は、拘禁や監視、取締りといった従来の刑罰主義に代わる手法で犯罪や社会問題の解決に取り組む思想実践である。それはまた犯罪を「個人の落ち度」として捉えるのではなく、それを生み出すシステム自体の変容をめざす変革的正義 (transformative justice) を推進する営為でもある⁴⁰⁾。

Dimensions において DV やギャング行為等の「個人的加害」が貧困やレイシズム、戦争や強制移住等の構造的暴力のなかに位置づけられていることは前述したが、同様にそれらへの対処法も、警察による取締りや収監ではなく、コミュニティ主導のケア活動が挙げられていることは注目に値する。たとえばウェンは、シカゴの相互扶助組織「アクシス・ラブ (Axis Lab)」が、貧困や世代間トラウマ、人種間対立に直面する東南アジア系元難民コミュニティに対し、トラウマに配慮した研究戦略等をとおして応答し問題解決を図ろうとするさまを紹介している⁴¹⁾。アボリションの実践例としてのコミュニティ活動は、デインが論じる「アジア系受刑者支援委員会 (Asian Prisoner Support Committee)」にも共通する。デインは、同委員会がアートやデジタル冊子をとおして元難民受刑者らの経験を共有したり、強制送還への反対運動や、孤立防止のためのネットワーク作りをとおして受刑者らの社会復帰支援を行い、被害の修復のためのケア・ワークに取り組む姿を示す (Dinh, 454-6)。これらは、難民再定住の場がかれらが直面する帝国主義戦争の余波と現在進行形の暴力に対処するための努力でもある。

土屋和代は、BLM運動による警察の予算削減・廃絶要求について、「警察に注がれてきた予算を人々の〈生〉を支える制度に向け、刑罰国家の流れを転換し、福祉国家の再生を目指す試み」だと述べる⁴²⁾。上述のアジア系組織によるアボリションの実践も、警察予算を医療や住居、公教育の充実や薬物治療、職業訓練等の支援やコミュニティ・ケア活動に転換することで、犯罪を生み出す構造自体の変革に働きかけるものなのである。

(4) 人種暴力廃絶への努力とアボリション——修復／変革的正義

刑罰主義に依存しない犯罪や暴力への対処の必要性は、人種暴力の加害事例にもあてはまる。アボリションの代表的オーガナイザーの一人であるマリyam・カーバ (Mariame Kaba) は、白人警官が人種暴力で起訴される事例について、「暴力の背後にある理由」を問うことのない加害者個人の処罰には意味がないと述べる。カーバは、「監獄は人々を閉じ込めても暴力や危害を助長した状態を閉じ込めることはできない」と言い、「加害の根底にある論理や構造」に対処することの重要性を強調するのである⁴³⁾。

刑罰への代替としてしばしば採用される修復的司法／正義 (restorative justice) は、加害者が自らの犯罪に向き合うことでなぜ暴力を行使したのかを理解し、被害当事者や家族、コミュニティとの関係の修復と解決を目指す取り組みである。現在の事例で言えば、単にヘイトの加害者を刑務所へ送り刑罰を科して解決とするのではなく、危害の根底にあるレイシズムの論理や文化、構造を介して自らの責任と向き合い、ヘイトへの加担と、さらにそれを生み出すシステム自体の変容をめざす変革的正義の理念に基づいた努力でもある。そしてそれは、アジア系が人種暴力の加害者となる事例にもあてはまる。

フロイド殺害の幫助で有罪となったモン系アメリカ人元警官のトゥ・タオ (Tou Thao) に対するキャシー・パーク・ホン (Cathy Park Hong) とジェイ・カスピアン・カン (Jay Caspian Kang) の *Dimension* における応答はそ

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「^{ヘイトクライム}憎悪犯罪の特権化」と複数の人種感染症暴力

の一例を示すものである。ホンとカンは、タオを単純に「白人寄り (white adjacent)」と切り捨てるのではなく、ミネアポリス市の同区域でともにレイシズムと貧困の重層的暴力に曝されてきたモンと黒人コミュニティの「複雑な関係」に目を向け、そのなかで何故レイシズムへの加担が起きたのかを問う必要性を強調する⁴⁴⁾。前述のカーバの言葉で言えば、それは、ある特定の「危害が発生するに至ったより大きな文脈がどのように構築され、その文脈をどう変えれば同じ危害が起きにくくなるのかを考える」ことだと言えるだろう⁴⁵⁾。その意味で事件への反応を記者から問われたモンの人々が、警察による加虐行為を共有するアフリカ系への共感を示すとともに、少ない資源をめぐりモンと黒人コミュニティの間には常に競争や緊張関係があったことや、モンの側が受けてきたレイシズムが不可視化されていることへの不満を述べていることは示唆に富むかもしれない⁴⁶⁾。

カンやホンが批判するのも、事件をアジア系が掲げる「人種正義」からの不都合な逸脱として、タオを「我々の一員ではない」と「否認し」たり、あるいは逆に「我々アジア系が黒人に対してもつ特権」と一括りにすることで、アジア系内のモンの位置性やかれらと黒人コミュニティ間の特定かつ複雑な関係性を不可視化することだろう。両者が強調するのは、アジア系がアフリカ系との「連帯」を模索するなか、労働者階級に属するモンとアフリカ系コミュニティの関係性という「困難な問い」と向き合い、その「複雑な力学」のなかでなぜ白人至上主義への加担の欲望が生じたのかを詳細に検証する必要性にはかならない⁴⁷⁾。

これらが示すのは、アジア系が被害者および加害者となる人種暴力において何故刑罰以外の方法が有効なのかという問いへの答えであり、「モデル・マイノリティ」として国家の保護を求めるのではない暴力への解決法を模索する努力である。実際 *Dimensions* では、ウェンやコニー・ワン (Connie Wun) ら多くの寄稿者が、暴力への対処法として警察に代わるコミュニティ活動の有用性を強調していることは注目に値する。前出のリー

も、アジア系とアフリカ系コミュニティ間で行われてきた努力、たとえば 2010 年頃のサンフランシスコ市で多発した両人種間の暴力事件を受け、両者が相互の信頼関係構築のために取り組んできた 10 年にわたる活動を紹介している⁴⁸⁾。Dimensions が問うのは、それら努力の積み重ねのなか、あたかも「憎悪犯罪法がヘイト解消への唯一の解決策であるかのような主張がなされること」(RtII 443) への異議申し立てなのである。

おわりに

Dimensions で、ヒュジン・シムは、「全ての人にとっての安全を作り出すには何が必要か」、「そもそも安全とは何なのか」(RtII 440) と問う。2 本の特集号が示すように、そこには警察や軍隊、人種資本主義や軍事植民地主義等の国家・帝国主義暴力からの安全もまた含まれるからである。それら全ての暴力に目を向けるということは、憎悪犯罪法では解消しない暴力への別様の解決策を模索することであり、さらにヘイトの特権化を問うことでこれを支える論理やメカニズムを問う努力でもある。これまで見てきたように、憎悪犯罪法がコロナ禍でのアジア系への人種暴力を国家によって取り締まられるべき憎悪犯罪^{ヘイトクライム}に等式化することで、国家暴力を含む他の人種暴力を除外し、国家の権威と警察権力の再強化をとおしてアジア系内外の人々の抑圧に加担する危険があるのだとすれば、Dimensions がこれに異を唱え、それとは異なる解決策を模索していることは重要だろう。それは、アジア系がセトラー・コロニアリズムや人種資本主義、軍事帝国主義等への抵抗をとおして、アメリカ国内外の人々との連帯を構築するための努力でもある。

その一方で、アジア系アボリションを牽引してきた前述のタマラ・ノパーは、“Anti-Asian Violence and Black-Asian Solidarity Today” (「アジア系への暴力とアジア系-アフリカ系間の連帯の現在」) と題された 2021 年 3 月のオンライン講義で、アジア系が憎悪犯罪法の要求をとおして他のマイノリ

アジア系アメリカ学会コロナ特集号が問う パンデミック下の「憎悪犯罪の特権化」^{ヘイトクライム}と複数の人種感染症暴力
ティに負う「責任」を強調するとともに、ヘイトによって受ける傷つきや
怒り、そこから生じうる報復感情や処罰欲求と向き合うことの重要性も強
調する。ノパーは、「私たちの感情や反応が政治的行動として帰結する必
要はない」と述べる一方で、それらの感情は現実のものであり、人々を結
びつける「動員言語」となりうる以上、それら痛みや感情を整理し考える
必要性を提唱するのである⁴⁹⁾。

ノパーの提起は、憎悪犯罪法の問題点を踏まえた上でなお、同法を必要
としたり、あるいは葛藤を抱いたりする人々の声に耳を傾けることの重要
性も喚起する。またそれは特集号の戦略的議論を補完する視点として、沖
縄やグアムの米軍基地をめぐる住民感情の不均一性や、人種資本主義下
での多様な生き残り戦略についても提起するかもしれない。「全ての人に
とっての安全を作り出すには何が必要なのか」と問うシムへの応答におい
て、一方的な教化や啓蒙でない多様な声の往還のなかで、暴力の解消と共
生に向けて何が必要なのかを問う努力が求められているのではないか。コ
ロナ禍での暴力認知の一元化に介入する2本の特集号は、その対話に寄与
するものなのである。

* 本稿は2021年12月18日にオンラインで開催された多民族研究学会 (MESA)
第36回全国大会ラウンドテーブルでの発表「人種／コロニアル・ディスコー
スとしての感染症と在米アジア系への暴力／抵抗」と、2023年6月3日のア
メリカ学会第57回年次大会での口頭発表「アジア系アメリカ学会コロナ特集
号 *Viral Racisms* が向き合うパンデミック下の AAPI 系間の格差と複数の人種
暴力」に基づいている。当日ご参集くださった皆様に感謝いたします。

1) 本論で用いる“AAPI (Asian American and Pacific Islander)”という語には、
批判もあることをお断りする。具体的には、「AA (アジア系)」と「PI (太平
洋島嶼系)」の結合表記が、後者の歴史的固有性や経済的劣位、コロナ禍での
罹患率や死亡率の高さを不可視化したことである。詳細は、Rachel Ramirez,

“How Pacific Islanders have been left to fend for themselves in the pandemic” *Vox*, Dec. 15, 2020, accessed Aug. 16, 2024, <https://www.vox.com/2020/12/14/22168249/pacific-islanders-native-hawaiians-covid-19-pandemic> ほか。本稿が論ずる2本の特集号では、2020年号が“AAPI”を用いる一方で、2022年号では一貫して「アジア系(Asian American)」が用いられている。本論での表記は基本的に各特集号と論文に従った。Aggie J. Yellow Horse, Karen Leong, and Karen Kuo, eds., *Viral Racisms*, special issue of *Journal of Asian American Studies* 23, no. 3 (Oct. 2020); Eric Tang and Lily Wong, eds., *Dimensions of Violence, Resistance, and Becoming: Asian Americans and the ‘Opening’ of the COVID-era*, special issue of *Journal of Asian American Studies* 25, no. 3 (Oct. 2022). 注7も参照。

- 2) たとえば, Lok Siu and Claire Chun, “Yellow Peril and Techno-Orientalism in the Time of COVID-19—Racialized Contagion, Scientific Espionage, and Techno-Economic Warfare,” Horse, et al, eds., *Viral Racisms*: 421-440. 日本の研究では, 竹沢泰子『アメリカの人種主義——カテゴリー／アイデンティティの形成と転換』名古屋大学出版会, 2023年, 特に第7章, 256-80頁, 和泉真澄「アジア系ヘイトの歴史と現在——コロナ黄禍論とアジア系の体験から見るアメリカ社会」, 兼子歩, 貴堂嘉之編『「ヘイト」に抗するアメリカ史——マジョリティを問い直す』彩流社, 2022年, 145-64頁。米国における「感染症のアジア人種化」については, 後述のNayan Shah, *Contagious Divides: Epidemics and Race in San Francisco’s Chinatown* (Berkeley: University of California Press, 2001) ほか。
- 3) 「憎悪事件」^{ヘイト・インシデント}は, 法的には「犯罪」には分類されない「偏見」^{バイアス}等を指すが, 本論ではこれらも含め「憎悪犯罪」ないしは「ヘイト」と記述する。複数の実証データを解析したジャネル・ウォンらによれば, アジア系ヘイトを巡る支配的ナラティブ, すなわち「黒人の加害者による高齢者や若年女性への身体的暴力」は, 実際のデータが示す被／加害者像および実態と大きく乖離しているという。詳細は, Janelle Wong and Rossina Zamora Liu, “Between Empirical Data and Anti-Blackness: A Critical Perspective on Anti-Asian Hate Crimes and Hate Incidents,” Tang and Wong, eds., *Dimensions*: 387-410.
- 4) Tang and Wong, “Guest Editors’ Preface,” *Dimensions*: vi.
- 5) Stephanie Cho, moderator, “Roundtable II: Beyond #StopAsianHate: Criminalization, Gender, & Asian Abolition Feminism,” Tang and Wong, eds., *Dimensions*: 437. 以後, 引用は上記からとし, 頁数はRtIIとして本文括弧内に記す。Tang and Wong, “Guest Editors’ Preface”: ix-x.

- 6) 学会員からの度重なる抗議にもかかわらず、フィリピン系男性への差別的表象を含むヤマナカの小説に学会書籍賞が授与されたことは、東南アジア系を中心に大きな反発を招き、学会分裂の危機と最終的に役員全員の辞任という事態に発展した。詳細は、Candace Fujikane, “Sweeping Racism under the Rug of ‘Censorship’: The Controversy over Lois-Ann Yamanaka’s *Blu’s Hanging*,” *Amerasia Journal* 26, no. 2 (2000):159-94.
- 7) 詳細は、Vincente M. Diaz, “‘To “P” or Not to “P”?: Marking the Territory Between Pacific Islander and Asian American Studies,” *Journal of Asian American Studies* 7, no. 3 (Oct. 2004): 183-208, 特に注1を参照。ただしディアズ自身は、差異や権力の不均衡と向き合った上での両者の連携の可能性は否定しない。むしろ、当時のアジア系研究が前提としていたりベラル多文化主義的枠組を脱臼し、太平洋島嶼地域での米植民地支配の歴史やアジア人（帝国・国家・入植者）の加担を振り返る場として両学問分野の対話を促している。そのような言説生成の場としての「トランスパシフィック」については、Lisa Yoneyama, “Toward a Decolonial Genealogy of the Transpacific,” *American Quarterly* 69, no. 3 (Sept. 2017): 471-482. 注1も参照。
- 8) Shah, *Contagious Divides*. 前掲注2.
- 9) 「アジア系ヘイトクライム対策を強化 米法案成立へ」『朝日新聞』2021年5月19日, 「トランプ時代の負の遺産 “清算” アジア系ヘイトクライム防止へ対策法案が議会通過」『東京新聞』2021年5月19日ほか。
- 10) Kali Alnas-Smiley, Michelle Huey, Nilda Valmores, and Sujatha Moni, “Impact of Coronavirus on Services to Survivors of Intimate Partner Violence: A Look at My Sister’s House,” Horse, et al, eds., *Viral Racisms*: 407-19.
- 11) Kara Takasaki, “Stop AAPI Hate Reporting Center: A Model of Collective Leadership and Community Advocacy,” *Viral Racisms*: 341-51.
- 12) 名古屋出入国在留管理局が、法務省入国管理局「DV事案に係る措置要領」に基づく対応を怠り、サンダマリさんのDV被害に適切な対応をしなかったことについては、「外国人DV被害者に対する適切な保護の徹底と対策の改善を求める声明」（2021年11月11日）を参照。2024年8月17日閲覧, https://migrants.jp/user/news/567/xk7ytm6djj28dv2gv1sid46e_1rkyirg.pdf.
- 13) Kevin Escudero, “An Indigenous Futurity Approach to Decolonization: Navigating Imperial Borders and Indigenous Sovereignty during the Emergence of the COVID-19 Pandemic in Guáhan,” Horse, et al, eds., *Viral Racisms*: 459-74. 以後、引用は上記からとし、頁数は本文中の括弧内に記す。
- 14) 1997年にグアム議会によって制定された脱植民地化委員会は、将来の政治

- 的地位の選択肢(独立, 州制, 自由連合)に関し, グアム住民を教育する場として各タスクフォース主催の集会やセミナー等を実施する。「インディペンデント・グワハーン」は独立部門のタスクフォースであり, 「グワハーン(Guåhan)」は, 「グアム(Guam)」のチャモロ語表記である。詳細は, “The Commission on Decolonization official website,” accessed Jan. 26, 2025, <https://decol.guam.gov/>.
- 15) 日米両国によるグアムおよび北マリアナ諸島の植民地支配と, 第二次世界大戦中の日本軍によるグアム占領とその際の住民への加虐については, Keith L. Camacho, *Cultures of Commemoration: The Politics of War, Memory, and History in the Mariana Islands* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2011) [キース・L. カマチョ, 西村明・町泰樹訳『戦禍を記念する——グアム・サイパンの歴史と記憶』岩波書店, 2016年] ほか。
 - 16) 『琉球新報』2020年4月25日。
 - 17) 仲里尚美「[[視点] 沖縄の米軍基地と新型コロナウイルス感染症」2022年03月02日, 東京保険医協会HP, 2023年8月21日閲覧, <https://www.hokeni.org/docs/2022030200036/>。『毎日新聞』2022年1月5日。
 - 18) Minju Bae and Mark Tseng-Putterman, “The Geopolitics of Anti-Asian Violence: Cold War Contradictions in the Era of ‘Building Back Better,’” Tang and Wong, eds., *Dimensions*: 414, 420. 同様の批判については, 三牧聖子「アメリカ人権外交の欺瞞——不可視化されてきたアメリカの暴力」, 兼子・貴堂編前掲書(注2), 271-89頁が示唆に富む。また三牧論文が収録されている兼子・貴堂編『「ヘイト」に抗するアメリカ史』では, コロナ禍のアジア系への憎悪犯罪が, セトラコロニアリズムや人種資本主義, 奴隷制やジェノサイド, 軍事帝国主義や経済制裁等の, 米国内内外のさまざまな人種暴力と連結され, 相互参照されるかたちで論じられていることも重要だろう。
 - 19) Hareem Khan, “Existentially Essential: In/Visibility under Racial Capitalism,” Horse, et al, eds., *Viral Racisms*: 475-90; Preeti Sharma, “Irresponsible State Care and the Virality of Nail Salons: Asian American Women’s Service Work, Vulnerability, and Mutuality,” *Ibid.*, 491-509. 以後, 引用は上記からとし, 頁数は本文中の括弧内に記す。
 - 20) コロナ禍の日本での外国人労働者の状況, 特に製造業, 観光業, 飲食業等での減産や業務縮小に伴う収入減や住居の喪失, 休業補償の不払いや強制帰国, 労災申請の阻止等を含む労働法違反と, それら困難な状況下での基金の立ち上げや食料配布等の共助の取り組みについては, 鈴木江理子編『アンダーコロナの移民たち』明石書店, 2021年, 室橋裕和『ルポ コロナ禍の移民たち』

明石書店, 2021 年等を参照。

- 21) カーンの批判は、鈴木や室橋が批判する日本での状況、すなわち 1990 年代の日系南米人から現在進行形の技能実習生にいたるまで、日本政府が企業の実請に応え海外から安い労働力を導入する一方、受け入れ環境の整備を怠ってきた状況とも共通する。詳細は、鈴木、室橋前掲書（注 20）。
- 22) Nicole Narea, “For immigrants without legal status, federal coronavirus relief is out of reach,” *Vox*, May 5, 2020, accessed August 21, 2023, <https://www.vox.com/2020/5/5/21244630/undocumented-immigrants-coronavirus-relief-cares-act>. 記事によれば、ニューヨーク州とカリフォルニア州では非正規移民向けの独自の支援金制度が設立されたという。コロナ禍での日本の外国人労働者への公的支援については、旗手明「雇用は守られているか——政府のコロナ対応・外国人労働者政策を検証する」鈴木編『アンダーコロナ』（前掲注 20）148-75 頁を、民間の支援金については、崔洙連「新型コロナ「移民・難民緊急支援基金」の試みと成果」, 同上書, 241-44 頁。
- 23) たとえば Kong Pheng Pha, “Two Hate Notes: Deportations, COVID-19, and Xenophobia against Hmong Americans in the Midwest,” Horse, et al, eds., *Viral Racisms*: 335-39.
- 24) 2020 年 10 月に刊行された *Viral Racisms* の原稿募集締め切りは同年 5 月 1 日であり、同月末に起きたフロイド殺害の前である。ただし、ここでの BLM 運動とは、“Black Lives Matter” の思想理念に共鳴し、（多くは独立的に）組織された複数の運動体群を指す。
- 25) Thaomi Michelle Dinh, “When We Fight, We Win: Time and Care in Asian American Abolition Work,” Tang and Wong, eds., *Dimensions*: 453-54, 460. 以後、引用は上記からとし、頁数は本文中の括弧内に記す。主流メディアや SNS に流通する「モデル・マイノリティ被害者」像と実証データのギャップについては、Wong and Liu, 前掲注 3 を参照。既に刑期を終えた元難民受刑者を、その多くにとっては言葉も通じない「祖国」へ強制送還するという人道に極めて問題のある政策は、「強制送還パイプライン」として批判の対象となってきた。詳細は、Allison Griner, “The woman confronting the US prison-to-deportation pipeline,” *Al Jazeera*, Mar. 31, 2022, accessed Aug. 25, 2023, <https://www.aljazeera.com/features/2022/3/31/the-woman-confronting-the-us-prison-to-deportation-pipeline> ほか。また、米国における有色人移民・難民の「犯罪者化」と、それに基づく強制送還の正当化については、佐原彩子「刑罰国家化時代の移民行政——「非合法外国人」と「外国人犯罪者」という移民像」, 兼子・貴堂編前掲注 2, 165-83 頁が詳しい。

- 26) Bae and Tseng-Putterman, "The Geopolitics," 420. 前掲注 18.
- 27) RtII 438 (前掲注 5); Bae and Tseng-Putterman, "The Geopolitics": 414-18 (前掲注18); Elizabeth Hanna Rubio, "What Is #StopAAPIHate to the Incarcerated and Deported?" *Society for Cultural Anthropology*, Oct. 19, 2021, accessed Jan. 29, 2025, <https://culanth.org/fieldsights/what-to-the-incarcerated-and-deported-is-stopaapihate> ほか。
- 28) Bae and Tseng-Putterman, "The Geopolitics," 420. 前掲注 18.
- 29) Patricia Nguyen, "Abolition as Durational Performance: Mutual Aid Aesthetics in Chicago's Southeast Asian Neighborhood," *Dimensions*: 463-92.
- 30) Bae and Tseng-Putterman, "The Geopolitics": 420. 前掲注 18. 同様の問題は、2016年に成立した日本の「ヘイトスピーチ解消法」にも指摘されてきた。すなわち、同法が在日コリアンへのヘイトをその「国家的源泉」、具体的には日本帝国による朝鮮植民地支配や戦後の諸権利の剥奪、高校授業料無償化やコロナ禍での学生支援緊急給付金からの朝鮮(大)学校の除外など、日本政府による現在進行形の国家暴力(いわゆる「官製ヘイト」)から切り離れたことへの批判である。同法の可能性と限界については、『ヘイトスピーチは止められる』季刊『社会運動』No. 432(2018年): 432 ほか。
- 31) エリック・タンは、在米東南アジア系難民について、米国の介入によって救済される「難民例外主義」の物語の維持を期待される存在だと述べる。強制送還は、この物語を脱臼する身体への処罰的追放措置とも言えるだろう。Eric Tang, *Unsettled: Cambodian Refugees in the NYC Hyperghetto* (Philadelphia: Temple University Press, 2015) 14.
- 32) Shah, *Contagious Divides*, 204-58. 前掲注 2. 竹沢泰子は、中国人排斥法成立後の米国で日系エリートらが中国人との差異を強調した歴史に触れ、それが「日本民族」の優越性の保持とともに、排斥を免れるための「サバイバル戦略」でもあったと述べる。竹沢『アメリカの人種主義』261-2. 前掲注 2.
- 33) RtII (前掲注 5) ではさらに、女性らが「アジア系の被害のシンボル」となるためには死ぬ必要があったとの指摘がヒュジン・シム(Hyejin Shim)からなされている(434)。シムはまた、女性らが生きて反撃していたら主流メディアは事件をどう扱ったろうかと問い、性労働者やDV被害者らの自己防御に基づく反撃が刑事罰の対象となる現状も批判する。シムらが活動する「Survived and Punished(生き残り罰せられる)」は、この現状を変革するための支援組織である。詳細は、動画版も参照されたい。"Beyond #StopAsianHate: Criminalization, Gender, & Asian Abolition Feminism," June 17, 2021, accessed Jan. 26, 2025, <https://www.youtube.com/watch?v=q>

- ntARpxQ1WQ&list=PLUJm3H_MLxxRnRoEuNOfkIrKgPshkghPc.
- 34) 運動の看板としての「完璧な被害者」像とそれに伴う除外のポリティクスは、「公民権運動の母」としてのローザ・パークスをめぐる論争等にも共通する古典的な問いである。関連して、日系人強制収容という国家暴力へのリドレス運動が、「良き市民、良き被害者」としての日系を前景化したことも想起に価するかもしれない。愛国心や忠誠心に回収されない日系人の多様な応答については、T. Fujitani, *Race for Empire: Koreans as Japanese and Japanese as Americans during World War II* (University of California Press, 2011) [板垣竜太, 中村理香, 米山リサ, 李孝徳訳『共振する帝国——朝鮮人皇軍兵士と日系人米軍兵士』岩波書店, 2021年.]
 - 35) Rubio, 前掲注 27.
 - 36) “President Biden & Vice President Harris Deliver Remarks & Sign the COVID-19 Hate Crimes Act Into Law,” May 21, 2021, accessed Aug. 24, 2023, <https://www.youtube.com/watch?v=9nJhtqxXvDI&t=1s>.
 - 37) Jaeah Lee, “Why Was Vicha Ratanapakdee Killed?,” *New York Times Magazine*, Aug. 17, 2021, accessed Jan. 25, 2025, <https://www.nytimes.com/2021/08/17/magazine/vicha-ratanapakdee.html>.
 - 38) RtII 436 ほか複数個所に同様の指摘がある。
 - 39) Tamara K. Nopper, “Anti-Asian Violence and Black-Asian Solidarity Today,” *Asian American Writers’ Workshop* (Mar. 23, 2021), accessed Jan. 28, 2025, <https://www.youtube.com/watch?v=l7MNPXHT0wM>.
 - 40) Angela Y. Davis, Gina Dent, Erica R. Meiners, and Beth E. Richie, *Abolition. Feminism. Now.* (Chicago: Haymarket Books, 2022); Patsie Cullors, *An Abolitionist’s Handbook: 12 Steps to Changing Yourself and the World* (St. Martin’s, 2021); 坂上香「警察や刑務所は、私たちの安全を守れるか?」『現代思想 総特集 ブラック・ライヴズ・マター』(2020年10月): 97-106頁。
 - 41) Nguyen, “Abolition as Durational Performance”: 463-92. 前掲注 29.
 - 42) 土屋和代「ブラック・ライヴズ・マター運動と岐路に立つアメリカ社会——1992年ロスアンジェルス蜂起から考える」『アメリカ太平洋研究』第21号(2021年): 15頁。
 - 43) Mariame Kaba, *We Do This ’Til We Free Us: Abolitionist Organizing and Transforming Justice* (Haymarket Books, 2021) 24. カーバは、その際、処罰 (punishment) と責任 (accountability) および結果への責任 (consequence) を差異化し (132-8), 目指すべきゴールは投獄ではなく治癒 (healing) と補償 (reparation) だと述べる。具体的には修復 (repair), 原状回復 (restoration),

- 認知 (acknowledgement), 停止 (cessation), 再発防止 (nonrepetition) の5点を挙げている。詳細は, Kaba, “We Want More Justice for Breonna Taylor than the System That Killed Her Can Deliver,” *Ibid.*, 63-67 ほか。
- 44) Eric Tang and Lily Wong, “Roundtable I: Asian American Solidarities in a ‘Post-pandemic World,” Tang and Wong, eds., *Dimensions*: 380. ただし, ここでの発言は活字版ではなく, フルバージョンの動画版から引用した。https://www.youtube.com/watch?v=36LmyyKpYY&list=PLUJm3HMLxxRnRoEuNOfkIrKgPshkghPc &index=20, Sept. 9, 2021, accessed Jan. 30, 2025.
- 45) Kaba, *We Do This*, 59. 前掲注 43.
- 46) Ashley Westernman, Noel King, Matt Kwong, “For One Immigrant Community, George Floyd’s Death Isn’t Just About Black And White,” *NPR* (June 4, 2020), accessed Aug. 15, 2024, https://www.npr.org/2020/06/04/868978380/for-one-immigrant-community-george-floyds-death-isn-t-just-about-black-and-white. 文脈は異なるが, エリック・タンは, カンボジア系難民の米国再定住初期に, 難民の若者が黒人やラティンクスの若者の「恰好の標的」となるケースがあったと述べる。Tang, *Unsettled*, 8. 前掲注 31.
- 47) Tang and Wong, “Roundtable I”: 382 および動画版。前掲注 44. カンによれば, そのような「複雑な関係性」は80~90年代の黒人とコリア系労働者階級の対立にも共通すると言う。タオの人種化された軍事マスキュリティと共犯の欲望, さらにモンとアフリカ系の連帯の呼びかけについては, マ・ヴァン, キット・マイヤーズ, 佐原彩子・兼子歩訳「アメリカ軍事帝国主義とレイシズムの交錯」『現代思想 総特集』307-12 頁, 前掲注 40 が示唆に富む。
- 48) Nguyen, “Abolition as Durational” (前掲注 29); RtII 443 (前掲注 5); Lee, “Why Was Vicha Ratanapakdee” (前掲注 37) ほか。ただし, 実証データが示すコロナ禍でのヘイト加害者の大多数は白人であり, 実際には少数でしかない黒人によるアジア系への暴力をメディアが過度に強調したことで, 「黒人対アジア系の対立のナラティブ」が形成されたとウォンらは批判する。Wong and Liu, “Between Empirical Data and Anti-Blackness.” 前掲注 3.
- 49) Nopper, 前掲注 39. この発言は, 「アボリションは個人の感情に関わるものではない」という, カーバの有名な言葉への応答でもあることに注目したい。カーバ自身の見解は, Kaba, *We Do This*, 132-147. 前掲注 43.